

「東北地区漁業漁協対策協議会」設立

去る、12月8日、東北6県の県漁連、県漁協、信漁連、漁業信用基金協会は、漁業を取り巻く環境が厳しく、多くの課題が山積していることから、それらの解決に向けた政策提言を行うことを目的に「東北地区漁業漁協対策協議会」を設立した。

協議会では、近年の水産物輸入増大による魚価安、資源の減少・枯渇等漁業環境の悪化に対処するため、水産物の安定供給と東北地区の水産業の発展、それを担う漁業と漁協の健全化を目指すこと、そして浜の金融の円滑化を図ることが、東北地区系統の共通の課題として意思統一された。

代表にJFみやぎの木村会長、副代表にJF岩手漁連の大井会長、JFやまがたの五十嵐組合長、JF福島信漁連の南部会長、相談役にJF青森漁連の植村会長を選出した。事務局はJFみやぎに置くこととした。

設立趣意書は次のとおり。

設立趣意書

近年、輸入水産物の増大による魚価安、強化する業種別漁業による資源の減少・枯渇等、漁業環境の悪化が、魚食民族・長寿社会の我が国において、水産物の供給源たる重責を担い、東北地区においては中核的産業に位置付けられている漁業と、それを支える漁協の劣化を招き存続の危機的要因となっている。

更に、世界経済の流れとグローバル化の進展から、大きな犠牲を強いられて来た我が国の一次産業全体が低迷の一途を歩んで来ている。

加えて、漁協が拠り所としている系統金融も、厳しい国際金融マニュアルに拘束され、自己資本比率の厳格化による貸し渋りと貯貸率の低下に陥り、漁協の要望に思うように応えられず、このままでは、漁業者の負托に応え、漁業者を適切に指導し、漁業者の生活を安定させるという本来の役割を漁協が果たせなくなり、協同組合組織の崩壊という事態まで懸念される場所である。

2001年の水産基本法制定もあり、このような状況下において、今、系統組織がなすべきことは、正に漁協の再生・健全化であり、これを東北地区系統共通の課題として意思統一し、東北が一丸となってこれの実現に邁進することが重要である。

特に、漁協の再生・健全化については、漁業信用事業、いわゆる漁業の特質に立った浜の金融の円滑化と、金融の後ろ盾となる基金保証も必須であることから、県漁連、県漁協のみならず、県信漁連、県漁業基金も一体となった取組が必要である。

そのほか、今、業界には、漁業の持続、沿岸と沖合との共存共栄体制確立等、解決すべき問題も山積しており、漁協の再生・健全化とこれら漁業問題へ、東北地区の県漁連、県漁協、県信漁連、並びに県漁業基金が一体的に取り組み、現場から責任ある提言を発信するため、関係する団体で組織する「東北地区漁業漁協対策協議会」を設立するものである。